

基労発 0327 第 1 号
平成 26 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

労災業務 O J T マニュアルの一部改正について

労働基準監督官への労災補償業務に係る実地訓練については、労働基準監督官実地訓練実施要綱及び労災業務 O J T マニュアルに基づき実施しているところであるが、労働基準監督官実地訓練実施要綱が平成 26 年 3 月 24 日付け基発 0324 第 5 号により改正されたこと等を踏まえ、労災業務 O J T マニュアルの一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正することとしたので、平成 26 年 4 月 1 日以降の実施に遺漏なきを期されたい。

労災業務OJTマニュアル 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 総論</p> <p>第1 基本的な枠組み</p> <p>1 目的</p> <p>新人事制度の下で採用され、初めて労災補償業務に就く労働基準監督官（以下「監督官」という。）に対し、労働基準監督署（以下「署」という。）の労災補償業務担当官として、負傷や負傷に起因する疾病に係る請求事案等の処理ができるよう、指導教官制による実地訓練を組織的・計画的に実施することにより、労災補償業務に関する基礎的な知識と実務的な技能を習得させることを目的とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2 達成基準、訓練項目と訓練手法</p> <p>1（略）</p> <p>2 実地訓練計画の策定と実施状況の管理</p> <p>(1) 実地訓練計画の策定</p> <p>ア 実地訓練計画の策定の考え方</p> <p>以下に留意して、各実地訓練が効果的かつ、可能な限り順序だてて行われるよう、実地訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 訓練科目について、上記1の(1)の①、②、③、④、⑤、⑥、⑬（労働保険料申告手続のみ）、⑭は、<u>労働基準監督官（労災補償業務基礎）研修</u>を受講する前に可能な限り実施すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>I 総論</p> <p>第1 基本的な枠組み</p> <p>1 目的</p> <p>新人事制度の下で採用され、初めて労災補償業務に就く<u>新任の</u>労働基準監督官（以下「監督官」という。）に対し、労働基準監督署（以下「署」という。）の労災補償業務担当官として、負傷や負傷に起因する疾病に係る請求事案等の処理ができるよう、指導教官制による実地訓練を組織的・計画的に実施することにより、労災補償業務に関する基礎的な知識と実務的な技能を習得させることを目的とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2 達成基準、訓練項目と訓練手法</p> <p>1（略）</p> <p>2 実地訓練計画の策定と実施状況の管理</p> <p>(1) 実地訓練計画の策定</p> <p>ア 実地訓練計画の策定の考え方</p> <p>以下に留意して、各実地訓練が効果的かつ、可能な限り順序だてて行われるよう、実地訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 訓練科目について、上記1の(1)の①、②、③、④、⑤、⑥、⑬（労働保険料申告手続のみ）、⑭は、<u>中央研修（新任労働基準監督官Ⅱ研修）</u>を受講する前に可能な限り実施すること。</p> <p>(以下略)</p>